

2008年1月7日

建築関連中小企業に金融支援 セーフティネット貸付制度と保証制度の 利用条件を緩和 相談窓口も設置

建築基準法改正による建設不況をサポート

耐震偽装事件の再発を防ごうと昨年6月、建築基準法が改正され、構造計算などの審査が厳しくなったことから審査作業が停滞。新設住宅着工戸数が大幅に落ち込んでおり、多くの建設、不動産業界は苦境に立たされています。そこで、中小企業庁は建築関連の中小企業を対象に「特別相談窓口」を設置するとともに、既存の「セーフティネット貸付制度」と「セーフティネット保証制度」の利用条件を緩めて利用を呼びかけています。貸付限度額を倍増する、割安な保証料での優遇措置が設けられています。

相談窓口

相談窓口は、近畿経済局産業部中小企業課（TEL06-6966-6023）のほか、政府系中小企業金融機関である中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫の3機関、それに、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会にも設置されています。個々の事情に応じていろいろ、融通が効くようなので、必要な方は、まず、電話で問い合わせてください。

セーフティネット貸付制度

この制度は、取引企業の倒産、原材料価格の急騰、金融機関の取引条件の変化などで一時的に資金繰りに困った状態にあるものの、中長期的には回復が見込まれる中小企業のための貸付制度で、上記の2公庫と1金庫が貸付を行っています。

今回、建築確認の遅れ、住宅着工数の減少などにより一時的に資金繰りに非常に困っているか、困る恐れのある中小企業に対して、さらに特例として優遇措置が取られます。



既存の一般貸付、普通貸付と比べて、融資限度額や元金返済据置期間を有利にしており、担保条件の特例制度もあります。内容は表Ⅰの通りです。

表Ⅰ

	中小企業金融公庫	国民生活金融公庫	商工組合中央金庫
融資限度額	<u>一般貸付と合わせて 4.8億円</u>	普通貸付と合わせて 4,800万円	4.8億円
融資利率	基準利率	基準利率	<u>基準利率</u>
融資期間	7年以内	7年以内	7年以内
元金返済据置期間	<u>2年以内</u>	<u>2年以内</u>	2年以内
その他	<u>一定の要件を満たす場合には、担保の免除が受けられる制度あり（金利上乘せ）</u>		<u>一定の要件を満たす場合には、担保の一部免除が受けられる制度あり（金利上乘せ）</u>

ゴシック部分がセーフティネット貸付の特例で、要するに、中小企業金融公庫の融資限度額が、一般貸付限度額（2億4000万円）の2倍の4億8000万円に、元金返済猶予期間も通常は半年から1年のところを2年以内に延長しています。また、個々の企業の事情に応じて無担保特例制度を活用できます。但し、金利は少し高くなる可能性があります。

商工組合中央金庫も一定の要件を満たすと、無担保融資のほか基準利率（表Ⅱ）を低くします。国民生活金融公庫は返済据置期間を、通常の半年～1年を2年以内に伸ばしています。

表Ⅱ 各政府系金融機関の基準利率(平成 19.12.12 現在)

	基準利率（5年以内）	参照ホームページ
中小企業金融公庫	2.3%	http://www.jasme.go.jp/
国民生活金融公庫	2.3%	http://www.kokukinn.go.jp
商工組合中央金庫	2.3%	http://www.shokochukin.go.jp/

※利率は月ごとに変動するので注意が必要

利用申し込みは、各政府系金融機関に必要な書類を提出します。書類については、利用するそれぞれの機関に問い合わせてください。

なお、建築確認、着工減少などによる影響がない場合でも一般貸付の利用はできます。

セーフティネット貸付制度の問い合わせ先は以下の通り

中小企業金融公庫大阪相談センター

06-6345-3577

セーフティネット保証制度

信用保証制度は、中小企業が民間金融機関から融資を受ける際、各都道府県の信用保証協会が債務保証を行うことにより、融資を受けやすくする制度で、信用保証協会が金融上の公的保証人になっています。取引先が再生手続きを申請した、突発的な災害に遭った、取引金融機関が破たんした、などの場合に中小企業の経営を安定させるためにある制度で、今回、建築基準法改正による悪影響を受けている建築関連中小企業にも適用されることになり、一般保証に加え別枠保証も受けられます。但し、業績が悪化している、として指定を受けた業種(別掲)に属する企業が対象です。



保証限度額は、一般保証限度枠である普通保証 2 億円、無担保保証 8 千万円、無担保保証人保証 1250 万円にプラス、それぞれ同額を別枠保証として受けられます(表Ⅲ)。対象になる企業は、最近 3 か月間の売上高等が前年同月比マイナス 5%以上の事業者です。

表Ⅲ

	(一般保証限度額)		(別枠保証限度額)
普通保証	2 億円	+	2 億円
無担保保証	8000 万円	+	8000 万円
無担保無保証人保証	1,250 万円	+	1,250 万円

保証限度額の別枠化

保証料は 1.0%以内で、信用保証協会ごと及び信用保証制度ごとに定められています。平均 1.35%の一般保証と比べ、0.8%程度に軽減した保証料となります。

手続きは本社、あるいは事業所所在地の市町村の商工担当課の窓口にて指定期間内(3月31日まで)に認定申請書 2 通を提出し、認められると希望の金融機関または所在地の信用保証協会に、その認定書を持参して保証付き融資を申し込むことになります。その後、金融審査を経て融資、及び保証の可否が決まります。

セーフティネット保証制度に関する問い合わせは

(社)全国信用保証協会連合会 電話:03-3271-7201

大阪府中小企業信用保証協会 電話:06-6244-7121(代表)へ。

返済条件緩和も

また、セーフティネット貸付制度、保証制度の両方において、中小企業者の事情により、すでに存在する上記金融機関に対する返済猶予など条件が緩和される場合もあります。

(別掲) セーフティネット保証における建築関連の指定業種

(指定期間：平成20年3月31日まで)

- | | |
|--|------------------------|
| ○一般土木建築工事業 | ○建築工事業（木造建築工事業を除く） |
| ○土木工事業（造園工事業、しゅんせつ工事業及び舗装工事業を除く） | |
| ○木造建築工事業 | ○大工工事業 |
| ○とび工事業 | ○鉄骨工事業 |
| ○鉄筋工事業 | ○石工・れんが・タイル・ブロック工事業 |
| ○左官工事業 | ○金属製屋根工事業 |
| ○板金工事業 | ○塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く） |
| ○内装工事業 | ○ガラス工事業 |
| ○金属製建具工事業 | ○木製建具工事業 |
| ○屋根工事業（金属製屋根工事業を除く） | ○防水工事業 |
| ○電気工事業 | ○電気通信・信号装置工事業 |
| ○管工事業（さく井工事業を除く） | ○一般製材業 |
| ○単板（ベニヤ板）・合板製造業 | ○床板製造業 |
| ○集成材製造業 | ○建築用木製組立材料製造業 |
| ○板ガラス加工業 | ○銘板・銘木製造業 |
| ○生コンクリート製造業 | ○粘土かわら製造業 |
| ○コンクリート製品製造業（コンクリートパイル製造業に限る） | |
| ○陶磁器製タイル製造業 | ○碎石製造業 |
| ○建設用金属製品製造業
（鉄骨製造業に限る） | ○木材・竹材卸売業 |
| ○建築用金属製品製造業（扉、シャッター、サッシ、エクステリア、カーテンウォール製造業に限る） | |
| ○鉄鋼卸売業 | ○建物売買業 |
| ○建築設計業 | ○測量業 |
| ○その他の土木建築サービス業
（地質調査業に限る） | ○砂・砂利・玉石採取業 |

(指定期間：平成20年1月1日～3月31日)

- | | |
|---------------|----------|
| ○パーティクルボード製造業 | ○木材薬品処理業 |
|---------------|----------|

なお、セーフティネット貸付制度の方には業種指定はありません。

まとめ 株式会社大阪彩都総合研究所 橋本 剛